

パリ大審裁判所 2018 年 8 月 7 日  
(TGI Paris, 7 août 2018, n°14/07300, UFC Que Choisir c/ Twitter)  
(要約)

※本稿は、<http://www.clauses-abusives.fr/jurisprudence/plateforme-numerique-dechanges-de-communications-ligne/>

で公表されている要約を適宜翻訳して作成した。なお、訳文中の「企業」はツイッター社のことを指す。

－前提として、消費法典 L.421-2 条および L.421-6 条（現在の消費法典 L.621-1 条および L.621-7 条。ただし、条文番号が変更されただけである）によって認められる違法行為差止や濫用条項・違法条項の差止について、同条に言う「違法行為」は必ずしも刑事規定違反でなくてもいいことを確認しており、その結果、本件で同条を用いた差止を請求することが認められるとしている。

－また、プラットフォーム利用契約は、それが事業者によって運営されるものであれば、たとえ無償契約であっても消費法典が適用されるとしている（その結果、本件でも消費法典の濫用条項規制の規定に基づいた判断がなされている）。

－さらに、すでに利用者に適用されない条項（つまり、すでに使われていない条項）の削除請求も認められるとしている（2015 年消費法典改正によって、現在用いられている契約条項か否かを問わずに差止訴権の対象となるという改正がなされたことによる）。

○利用者がアクセスできない利用規約に承諾したものとみなす条項＝濫用的である。

まだ利用規約へのアクセスができない段階で、アカウント登録とサイト上のナビゲーションに従ったことをもって利用者が利用規約に同意したとみなす条項は、反証の余地なく濫用的な条項であると推定される。

○外国法の適用に関する条項＝濫用的である。

利用者に対して、フランス法に利用者の保護に一層資する規定があるにもかかわらず、それを享受できないと信じさせた上で、外国法が適用される旨定める条項は、濫用的である。

○企業側にサービスの修正、中断、削除の権限を与える条項＝濫用的である・

企業に対して、予告無しにサービスまたはあらゆる機能を最終的に修正、中断、削除することを認め、しかも、その際に利用者に対する責任を一切負わないとすることで企業の不履行時に利用者が被った損害に対する賠償責任を免除する特約は、濫用的である。

○個人データの収集に対する暗黙の同意を推定する条項＝濫用的である。

個人データの収集および取扱いに対して明示の同意を要求することなく、利用規約全体に対する利用者の暗黙の同意をあらかじめ想定する条項は、濫用的である。

○利用者の個人データへの取扱いに反対する権利について＝濫用的である。

利用者の権利の規模について誤りをもたらし、消費者を犠牲にして当事者間に著しい不均衡を生じさせる条項は、濫用的である。

○EU 加盟国以外の国へ個人的特徴を有するデータの移転について利用者が同意したものとみなす条項＝濫用的である。

規約で明示されていない国に対して、それらの国の中には人の私生活および自由さらには基本権の十分な保護レベルにはない国があるにもかかわらず、個人的特徴を有するデータを移転することについての、利用者の同意を、利用規約に承諾したというだけで推定する条項は違法かつ濫用的である。

○コンテンツの通信を原因とする人の責任に関する条項（企業、ホスティング提供者の責任免除）＝濫用的である。

公表されまたは取得されたコンテンツの一切の利用時に発生するコンテンツ通信由来の責任に関する条項で、事業者が債務を懈怠した場合であっても消費者が被った損害の賠償責任を免除または軽減する効果を有する条項は、濫用的である。

○将来のコンテンツの完全譲渡について＝濫用的である。

サービス提供者に対して、著作権上保護されるコンテンツを含む利用者が作成したすべてのコンテンツを無償で利用する権利を、対象となるコンテンツを十分に明示しない形で付与する条項は、消費者を犠牲にして、契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせることから、濫用的である。

○企業の責任の推定および免除＝濫用的である。

企業が提供するサービスの利用者の責任をいかなる場合にも推定する旨を定める条項は、それがコンテンツを他の利用者や企業の提供者が利用した場合にも責任を推定し、かつ、その場合にも企業の責任を免除するものであるとき（企業自身の行為による利用である場合に含む）には、事業者が債務の 1 つを懈怠した場合に消費者が被る損害の賠償請求をする権利を削除または制限するものであることから、濫用的である。

○サービス利用のライセンスに関する条項＝濫用的である。

企業が利用者に対して、ソーシャル・ネットワークによって提供される無料サービスを享受させるためにソフトウェア利用の全世界的なライセンスを、いかなる対価も伴わないか

のように誤解させた上で付与する条項は、濫用的である。

○企業のコンテンツに対する排他的な所有権を定める条項＝濫用的である。

利用者に対して知的所有権に関して適用される法規範の遵守を求め、その一方で企業は他の条項によって同法規範の適用を免れる旨定める条項は、濫用的である。

○企業によるコンテンツの削除または中断＝濫用的である。

企業に利用者が作成したコンテンツが契約の約定に合致しているかどうかの決定権を留保した上で、利用者が作成したコンテンツの承認または削除に関する自由裁量権を企業に付与し、サービスの特徴に関する条項を一方的に修正する権利をおよそ一般的に与える条項は、反証の余地無く濫用的である。

○企業の責任の免除＝濫用的である。

サービスサイトへのコンテンツの削除、サービスサイトへのコンテンツの配給拒否、利用者のアカウントの中断または解除、および、利用者の氏名の回復の際に、利用者は企業に責任を負わせることができない旨を定める条項は、その条項が企業による何らかの債務の懈怠によって利用者が被る損害の賠償請求権を奪うものであることから、濫用的である。

○安全に関する債務を利用者に負担させる条項＝濫用的ではない。

プラットフォームサービスから、機能を妨害する目的でなされる利用者の不誠実または過失ある行動を排除する旨の条項は、契約当事者の権利および債務の間に不均衡を生じさせるような利用者の負担を課すものではないことから、濫用的ではない。

○コンテンツの削除権および企業によるアカウントの迅速な解除－企業の自由裁量権＝濫用的である。

違法コンテンツを一方的に拒否または削除することを可能にする条項は、通知が利用者によって企業に送られる場合には、濫用的ではない。

他方、コンテンツの削除についての自由裁量権を行使する権限を企業に与える条項は、それがコンテンツ削除決定の適宜性の評価を企業の自由に委ねる場合には、当該条項が引き渡された目的物または提供されたサービスが契約の約定に適合しているか否かの決定権を事業者のみに付与する効果を有するものであることから、反証の余地無く濫用的であると推定される。

サービスの解除が合理的な期限の予告なく、提供者の自由裁量によってなされうる旨を定める条項は、消費者からこの期限の利益を奪うものであり、かつ、事業者を利して消費者または非事業者を犠牲にして著しい不均衡を生じさせるものであることから、濫用的であ

る。

○英語で作成されたページをハイパーテキストリンクによって参照させること＝濫用的である。

フランス人の利用者にとって理解困難である英語で作成されたインターネットページを参照させ、契約の内容、および、違法コンテンツの人相書きへの権利行使方法への実際へのアクセスを妨げる条項は、消費者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる点で、濫用的である。

○解除後も、企業がデータを保存すること＝濫用的である。

契約解除の場合に、企業が利用者によってアップされたコンテンツを保存できる旨定め、事業者がコンテンツの保存期間について一方的決定権限を与える条項は、消費者を犠牲にして当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせ、濫用的である。

○責任制限＝濫用的である。

サービスおよびコンテンツの利用による利用者の責任を制限することなしにサービスおよびコンテンツへのアクセスは利用者の「全責任において」行われるとし、しかも、「現行法によって認められた制限において」や「本社はあらゆる保証を否認し、明示的または黙示の、商人としての属性、個人利用に適した、または、模造でないという要件でのみ」といった旨述べる条項は、理解が困難である。そのことから、利用者に利用者の権利を述べないことで違法であり、これを事業者と消費者の間の契約で維持することは、濫用的である。

○利用者の機器の安全性－企業の責任免除＝濫用的である。

事業者はサービス提供によって利用者の機器が破損した場合（利用者の機器の安全性および内部に及ぶ破損）の際に責任を負わない旨定める条項（しかも、不可抗力といえる状況による破損の場合に限定せずには免責している条項）は、その責任免除の射程が一般的であることから、反証の余地無く濫用的であると推定される。

○無効または不適用と考えられる条項の効果の制限＝濫用的である。

契約の全部または一部を無効にするような性質をもつ本質的債務を定める条項の無効の場合を排除せずに、「要件」を定める約定の1つが無効である場合にも消費者または非事業者がそれ以外の約定に拘束され続けると定める条項は、それによって消費者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせることから、濫用的である。

○裁判管轄条項＝濫用的である。

企業と利用者の間で万が一紛争が起きた場合に、管轄裁判所をカリフォルニアの裁判所

とする条項は、遠方の利用者が実務的にもまた裁判所へアクセスする費用的にも訴訟提起を躊躇することになり、かつ、ソーシャル・ネットワーク提供者に対する司法的救済の機会を奪うことから、消費者による救済手段や訴訟提起行使を認めないまたは妨げる意味で、濫用的である。

○適用される外国法＝濫用的である。

実際には利用者は居住地の法律のより利用者保護に資する、必要な場合には強行的な準則を享受することができるにもかかわらず、利用者に対して条項で示された法律のみが契約に適用されるという印象を与えることで利用者が主張できる保護の範囲を勘違いさせる条項は、それによって当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせ、かつ、フランス人の利用者がソーシャル・ネットワークに対する訴権行使や救済手段に訴えることを妨げるものであることから、濫用的である。

○契約文書の記載事項の言い落とし＝濫用的である。

利用者と企業を結びつける契約の台座を構成している様々な書面を列挙することで、これらのアプリケーションの利用を支配すると考えられている「クッキーの利用ポリシー」の存在を想起させることを怠る条項は、消費者からこれらの合意についての存在および射程に関する明確な情報を奪うものであり、消費者を犠牲にして著しい不均衡を生じさせる。そのことから、この種の条項は濫用的である。

○企業による約款の一方的修正＝濫用的である。

消費者または非事業者たる利用者に予め通知することなく、利用規約を一方的に修正する権利を事業者に付与する条項は、反証の余地無く濫用的である。

○修正に対する同意の推定＝濫用的である。

サービス提供者によってなされる一方的修正につき利用者の同意を推定する条項は、事業者による利用規約の一方的修正を認める効果を有し、反証の余地無く濫用的である。

○情報提供義務－債務負担の転換＝濫用的である。

事業者が負うべき法定の情報提供義務の履行をむしろ利用者に行わせる条項は濫用的である。なぜなら、情報提供義務の負担を消費者に転換することで、利用者または消費者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせるからである。

○プライバシーポリシー－個人的特徴を有するデータについての利用者の情報提供の不存在＝濫用的である。

利用者が存在すら知らず、収集に明示的に同意もしていない個人的特徴を有するデータ

が利用者によって発信されるメッセージの中に含まれているということを利用者に知らせることを控える条項は、企業が収集および利用しているそれらの情報を認識することを不可能にしている。この違法条項は、消費者たる利用者を犠牲にして当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる点で、濫用的である。

○プライバシーポリシー—個人的特徴を有するデータについての利用者への情報提供の不存在＝濫用的である。

利用者がサイトのナビゲーションに従って投稿しているコンテンツに個人データが含まれていることや、これらのコンテンツが第三者によって提供されているサービスやウェブで閲覧される可能性があることを利用者に知らせることを控える条項は、利用者があらかじめ特定されていない第三者への提供に先験的に同意をすることができないと信じさせ、または、事後的にこれに反対することもできないと信じさせる点で違法であり、消費者たる利用者を犠牲にして当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる目的と効果を有する、濫用的な条項である。

○プライバシーポリシー—情報収集の目的＝濫用的である。

企業が利用者の情報を収集する目的を、「時間の経過にまかせた」サービスの提供、措置、向上に任意で制限する条項は、当該利用規約が掲載されたページの見出しの冒頭に10個の小見出しを条項の総体であるかのように設けて参照させているものの、その中には収集されたデータの取扱責任者たる企業が遂行している目的を明示的に利用者に示していないことから、「1978年法に違反して」違法であるとともに、「利用者にとっての読みやすさを地下させ」利用者が実際に収集されている情報とその利用態様を理解できなくなることから濫用的である。

○プライバシーポリシー—アカウント創設および管理時に収集される情報について＝濫用的である。

アカウント創設および管理時に個人的特徴を有するデータの収集について利用者に情報提供せず、利用者がその存在を知らずまた明示的に同意していないにもかかわらずそれらのデータを収集する旨定める条項は、利用者をこれらのデータについてなされる利用形態について理解することやコントロールすることを困難にするものであり、仮名化(pseudonymisation)によっても正当化できない取扱いである。この種の条項は違法であり、消費者たる利用者を犠牲にして当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせるものであることから、濫用的である。

○プライバシーポリシー—個人データの収集、取扱い、利用または共有に関する企業の債務について利用者に情報提供しないこと＝濫用的である。

消費者・利用者に対して、個人的特徴を有すると性質決定される情報を収集、取扱い、利用または共有する際に事業者は一切の債務を免れると信じさせる条項は、契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせるものであり、濫用的である。

○プライバシーポリシー—データの取扱い目的—不明瞭条項の解釈＝濫用的である。

事業者に対して不明瞭条項を事業者にもっとも有利な意味で排他的に解釈する権限を付与する条項は、契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせることから、反証の余地無く濫用的である。

○プライバシーポリシー—利用者がアクセスしていない個人データの収集—取扱いへの明示的な同意の不存在—定義されていない文言および表現の利用＝濫用的である。

定義されていない文言および表現を利用する条項は、事業者に対して何らかの契約条項を排他的に解釈する権限を付与する目的または効果を有することから、反証の余地無く濫用的である。

○プライバシーポリシー—収集された個人データの性質、目的および用途についての明瞭かつ正確な情報の不存在—濫用的である。

収集されたデータの性質、個人的特徴を有するデータの収集の目的および用途について十分に明瞭かつ正確な方法で利用者に情報提供しない条項は、違法かつ濫用的である。

○プライバシーポリシー—個人的特徴を有するデータが収集されたことを利用者に情報提供しないもの＝濫用的である。

利用者に対してサイトまたは第三者によるサイトやアプリを操作している時に個人的特徴を有するデータが収集されていることを情報提供しない条項は、企業によって利用される個人的特徴を有するデータの射程および個人データの取扱いに反対する権利の範囲を利用者に理解させないものであり、濫用的である。

○プライバシーポリシー—企業によるサービス以外でも個人的特徴を有するデータが収集されていることを利用者に情報提供しないもの＝濫用的である

企業によるサービス以外でも収集された個人データの性質、目的および取扱いについて利用者の理解を妨げる条項は消費者または非事業者たる利用者と事業者の間に著しい不均衡を生じさせ、濫用的である。

○プライバシーポリシー—定義されていない技術用語を用いること＝濫用的である。

利用者に提供される文書では定義されていない技術的用語や表現に参照させる専門用語を契約作成にあたって用いることは、事業者に対してこれらの規約の排他的な解釈権限を

付与する効果を有するものであり、契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせるものであることから、反証の余地なく濫用的である。

○プライバシーポリシー－商取引サービス－個人的特徴を有するデータの収集および取扱いに対する利用者の暗黙の同意の推定－漠然とした文言の利用＝濫用的である。

個人的特徴を有するデータの収集および取扱いについての利用者の暗黙の同意を推定する条項は、利用者たる消費者を犠牲にして当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせることから、濫用的である。

その上、「特に」「～のように」「しうる」「含めうる」といった漠然として文言または一般的な表現を用いて、企業がサイト上で実行された購入によって発生した情報を収集および保存することを可能にすることで、この種の条項は反証の余地なく濫用的と推定される。なぜなら、事業者に対して、事業者にも最も有利な意味で曖昧な条項の排他的な解釈権限を付与する目的または効果をもつ条項だからである。

○プライバシーポリシー－第三者に伝達された個人的特徴を有するデータの取扱い－情報の不存在＝濫用的である。

個人的特徴を有するデータの第三者への伝達によって実現される取扱いは、法的に定められた取扱いの適法性要件によらないと信じさせ、かつ、利用者はこれらの取扱いに対して一切反対する権利を行使できないと信じさせる条項は、契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有する点で濫用的である。

○プライバシーポリシー－第三者のアプリケーションとアカウントを結びつける利用者の個人データの利用－条項の曖昧性－濫用的である。

ソーシャル・ネットワークがその使用説明書に合致する利用者の情報を暴露および共有することを、これらの個人的特徴を有するデータが自動的にアカウントと結びつけることを決めた第三者のアプリケーションに移転されると定めた上で明言する条項は、この条項が多義的であり、この曖昧さゆえに事業者が契約条項の排他的な解釈権を付与する目的および効果を有するものであることから、濫用的である。

○プライバシーポリシー－個人的特徴を有するデータの保存期間についての明示がない＝濫用的である。

利用者の個人的特徴を有するデータの保存期間が一切明示されていない状況を列挙する条項で、企業のみがこの保持の適時性と期間を判断するとしている条項は、事業者のみに何らかの契約条項の排他的解釈権限を付与する目的または効果を有することから、反証の余地無く濫用的である。



○プライバシーポリシー—利用者の承諾無しに利用者との契約を譲渡するもの＝濫用的である。

利用者の承諾無しに利用者との契約を譲渡することを定める一方、利用者の権利の維持について一切の保証がなされていない条項は、濫用的である。

○プライバシーポリシー—矛盾する条項＝濫用的である。

利用者にとって個人的特徴を有するデータの公表をコントロールするためにアカウントをパラメーター化する権限の条項との矛盾を来す条項は、事業者のみに矛盾する条項を事業者にも最も有利に解釈する排他的な権限を付与する目的または効果を有する点で、反証の余地無く濫用的である。

○プライバシーポリシー—英語で作成されたページにハイパーテキストリンクによって参照させること＝濫用的である。

英語で作成されたページにハイパーリンクテキストによって参照させる条項は違法であり、かつ、フランス人の利用者にとっては母語で記載されておらず、そのことから理解することができない文章が適用されることになって契約に実質的にアクセスすることを妨げるものであることから、濫用的である。

○プライバシーポリシー—プライバシーポリシーを一方的に修正する権利＝濫用的である。

企業に対して、利用者に事前に通知することなくプライバシーポリシーを一方的に修正する権利を付与する条項は、事業者のみに契約条項の一方的修正権を留保する目的または効果を有するものであることから、濫用的である。

○サービス利用準則—利用者の責任の推定—企業の責任制限＝濫用的である。

コンテンツを提供した者のみが責任を負うとする一方で、ホスティングサービス提供者の責任を完全に免除する条項は、事業者の債務の懈怠時に消費者が被る損害の賠償請求権を削除または制限する効果を有することから、濫用的である。

○サービス利用準則—知的所有権の尊重—濫用的である。

利用者がシェアしたコンテンツの所有権を企業が尊重すると断言しつつ、それと矛盾する条項である、利用者に対して利用ライセンスの利用権設定を企業の利益になるように課す条項は、消費者を犠牲にして、契約の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる目的または効果を有するものであり、濫用的である。

○サービス利用準則—利用者のアカウントの一時的なブロックおよび「終局的な中断」—濫用的である。

利用者のアカウントの削除または解除を実行する自由裁量権を企業に付与する条項は、正当理由も予告もなくコンテンツの種類および認められた行動に関して企業によって定められた「準則」に違反する場合には、

－事業者利益をもたらす一方で消費者または非事業者を犠牲にして著しい不均衡を生じさせることから濫用的である。

－事業者のみに引き渡された目的物または提供された役務が契約の約定に適合するか否かを決定する権限を付与する目的または効果を有することから、反証の余地無く濫用的である。

○サービス利用準則－予告も正当理由もなく準則を修正する裁量権を付与すること＝濫用的である。

企業に対して、利用者が従わなければならない「(企業の) 準則」を事前の通知なしに一方的に修正する権限を付与する条項は、事業者に対して契約条項の一方的な修正権を付与する効果を有することから、濫用的である。

○サービス利用準則－ネット上に掲載できるコンテンツの制限＝濫用的である。

企業に責任を負わせることなく、利用者のコンテンツを企業がいつでも削除する権限を企業に付与する条項は、サービス提供者側の責任を完全に免除することで企業を有利にするものであり、反証の余地無く濫用的である。

○サービス利用準則－データのセキュリティに関する企業の責任制限＝濫用的である。

企業が利用者を濫用、スパム、不適切な態度、および「技術的濫用」から「保護しようと努力する」と述べる条項は、場合によっては生じうる企業の責任を免除する効果を有することから、反証の余地無く濫用的である。

○サービス利用準則－企業による契約の解釈権＝濫用的である。

不明確な文言または表現を採用する条項は、事業者には何らかの契約条項を解釈する排他的権限を付与することから、濫用的である。

(大澤彩 法政大学法学部教授)